

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-4
提出年月日	令和5年1月31日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第31条 監視設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	pとりまとめた資料-1	1-2) b. へ追加した資料のページを下記のとおり追記した。(下線部参照) <u>【比較表 p31-25～p31-33、p31-39～40】</u>	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	pとりまとめた資料-2	2-1) ダストモニタの設置について、相違理由にダストサンプラで採取した試料の測定機器について、下記のとおり追記した。(下線部参照) ・泊は周辺敷地境界付近のダストモニタ(環境試料測定設備)の代わりにダストサンプラを設けており、定期的な試料回収・測定・記録を実施 <u>測定については2πガスフロー測定装置、Ge半導体測定装置を用いて測定する。</u>	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	pとりまとめた資料-3	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故対処設備 (新) 重大事故等対処設備	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	pとりまとめた資料-3	下記の表記を統一した。(下線部参照) (旧) ダスト・よう素測定装置 (新) <u>ダスト測定装置、よう素測定装置</u>	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p31条-1	以下の誤記を修正した。(下線部参照) 目次 (旧) 2.1.3 モニタリングポストの伝送 (新) 2.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p31条-1	以下の資料名を他条文に合わせて統一した。(下線部参照) 目次 (旧) 3. 別添 別添 泊発電所3号炉 手順, 運用説明資料 監視設備 (新) 3. <u>技術的能力説明資料 別添 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 監視設備</u>	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-1	以下の誤記を削除した。(下線部参照) 相違理由 【大飯】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、SA設備についての補足説明事項は60条まとめ資料に整理している。 ・大飯は60条まとめ資料にはこれらの事項を掲載していないが、比較のため60条まとめ資料上に掲載し比較を実施している。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p31条-7 p31条-9 p31条-14 p31条-16 p31条-18 p31条-19 p31条-23	以下の内容を追記した。(下線部参照) モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる設計とする。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-7 p31-11 p31-16 p31-17 p31-19 p31-20 p31-23 p31-27	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-9	以下の誤記の修正と記載内容を追加した。(下線部参照) (旧)【女川】記載方針の相違 泊について、大飯と同様に放射線管理関係設備と放射線管理設備の記載を行った。 (新)【女川】記載方針の相違 泊については、既許可を記載している大飯と同様に放射線管理関係設備と放射線監視設備の記載を行った。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p31条-9	下記の表記を統一した。(下線部参照) (旧) 個数 (新) 台数	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-10	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-10	大飯の「緊急時対策所外可搬型エリアモニタ」の相違理由について、以下のとおり記載内容を充実した。 【大飯】設備の相違 大飯は緊急時対策建屋内にある緊急時対策所の外のフロアを測定する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを配備し、緊急時対策建屋の屋外は可搬型モニタリングポストを設置する運用となっている。 泊の緊急時対策所は平屋で緊急時対策所の外は屋外であり大飯と同様の可搬型エリアモニタで測定する屋内フロアはなく、緊急時対策所の屋外を測定する設備としては大飯と同様に可搬型モニタリングポストを配備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-10	下記の表記を統一した。(下線部参照) (旧) ダスト・よう素測定装置 (新) <u>ダスト測定装置又はよう素測定装置</u>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-12	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-13	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 【大飯】記載内容の相違 大飯固有の電源系統に関する記載 (新) 【大飯】記載内容の相違 大飯固有の機材の共有に関する記載	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-14	以下の相違理由が未記入のため追加した。 【大飯】共用の相違 泊は単号炉申請のため女川と同様の記載。以降、「共用の相違」と記載し、相違理由は記載しない	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-14	以下の記載内容について、前段の記載と重複部分の削除と表現を修正した。 (下線部参照) (旧) 設計基準事故時の放出経路となる排気筒及び主蒸気管にはプロセスモニタリング設備を設置するとともに、必要な箇所はサンプリングできる設計とする。 (新) <u>また、放射性物質の放出経路についてはサンプリングできるようにしてプラントのすべての状態においてモニタリングできる設計とする。</u>	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-16	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-14	以下の記載内容について、表現を削除した。(下線部参照) (旧) <u>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置</u> (新) 専用の無停電電源装置	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-16	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-14	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) モニタリングポスト設置場所 (新) <u>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所</u>	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-15	以下の「及び」「,」の使い分けを統一した。(下線部参照) (旧)放射線管理関係設備,放射線監視設備等 (新)放射線管理関係設備及び放射線監視設備等	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-18	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-15	以下の記載内容を追加した。(下線部参照) (旧)放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して,出入管理,汚染管理及び各個人の被ばく管理ができるようにする。 (新)放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して,出入管理,汚染管理及び各個人の被ばく管理ができるようにする。 <u>また,物品の搬出に対しても線量率管理及び汚染管理ができる設計とする。</u>	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-18	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-16 p 31条-19	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧)中央制御室及び緊急時対策所までの建屋間において (新)中央制御室及び <u>中央制御室から</u> 緊急時対策所までの建屋間において	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-19 p 31-23	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-17	以下の項目の記載順と附番を修正した。(下線部参照) (旧)8.3.1.4 主要仕様 (新)8.3.1.3 主要仕様	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-19	以下の項目の附番を修正した。(下線部参照) (旧)8.3.1.4 主要仕様 (新)8.3.1.3 主要仕様	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-17	以下の項目の附番を修正した。(下線部参照) (旧)8.3.1.3 主要設備 (新)8.3.1.4 主要設備	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-18	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) ダストサンプラ, よう素サンプラ (新) <u>ダスト・よう素サンプラ</u>	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-21	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-18	以下の誤記を削除した。(下線部参照) (d) 環境試料分析装置及び環境放射線測定装置 周辺監視区域境界付近に空气中の粒子状放射性物質を捕集・測定するダストサンプラを設けるとともに, 海水, 海洋生物, 陸土, 陸上生物等の環境試料中の放射性物質の濃度を測定するために, 環境試料分析装置(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)及び環境放射線測定装置(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)を設けている。 <u>(d) 環境試料測定装置</u>	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-19	以下の設備名を具体的に列記した。(下線部参照) (旧) プロセスモニタリング設備, エリアモニタリング設備, 周辺モニタリング設備等 (新) <u>プロセスモニタリング設備, エリアモニタリング設備, 周辺モニタリング設備及び放射線サーベイ設備</u>	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-22	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-22	まとめ資料以外からの引用について, 引用元の表記と引用範囲の明示(枠線)を修正した。(下線部参照) (旧) 【まとめ資料作成範囲外のため, 設置許可(令和3年5月)より引用】 (新) <u>【大飯発電所 発電用原子炉設置許可申請書(3, 4号炉完本)(令和3年5月現在)より引用】</u>	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-22 p31-23	まとめ資料以外からの引用について, 引用元の表記と引用範囲の明示(枠線)を修正した。(下線部参照) (旧) 【まとめ資料作成範囲外のため, 設置許可(令和4年6月)より引用】 (新) <u>【女川原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(2号炉完本)(令和4年8月現在)より引用】</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-20	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) (c) 気象観測設備(1号,2号及び3号炉共用,既設)1式) (新) (c) 気象観測設備(1号,2号及び3号炉共用,既設)1式	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-24	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-21	以下の「及び」「,」の使い分けを統一した。(下線部参照) (旧) モニタリングポスト7台, モニタリングステーション1台 (新) モニタリングポスト7台 <u>及び</u> モニタリングステーション1台	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-25	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-21	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 表2.1-1 (新) <u>第2.1-1表</u>	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p31-25	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-21	以下の「及び」「,」の使い分けを統一した。(下線部参照) (旧) モニタリングポスト, モニタリングステーションの計測範囲等 (新) モニタリングポスト <u>及び</u> モニタリングステーションの計測範囲等	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-25	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-21	以下の「及び」「,」の使い分けを統一した。(下線部参照) (旧) モニタリングポスト, モニタリングステーションの配置図及び写真 (新) モニタリングポスト <u>及び</u> モニタリングステーションの配置図及び写真	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-21	以下の表のついて記載を追加した。 第2.1-1表 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等 ・台数欄の追加 ・使用場所欄に(○箇所設置)の追加	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-25	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-22	以下の「及び」「,」の使い分けを統一した。(下線部参照) (旧)第2.1-1図 モニタリングポスト, モニタリングステーションの配置図及び写真 (新)第2.1-1図 モニタリングポスト <u>及び</u> モニタリングステーションの配置図及び写真	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-26	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-23	以下の表、図の追加に伴う附番を追加した。(下線部参照) (旧)第2.1-2表 (新)第2.1-2(1)表	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-27	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-23	以下の表の備考に注釈を追加した。(下線部参照) 第2.1-2(1)表 <u>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</u>	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-27	同上	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-24	以下の表、図の追加に伴う附番を追加した。(下線部参照) (旧)第2.1-2図 (新)第2.1-2(1)図	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-28	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-24	以下の図に下記の内容を追加した。 第2.1-2(1) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2) ・「非常用交流電源設備」の表記 ・「常設代替交流電源設備」の表記 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備と無停電電源装置、非常用発電機の表記	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-28	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-24	以下の誤記を修正した。(下線部参照) 第2.1-2(1) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2) (旧) 6.6kV高圧母線(非常用) (新) 6.6kV <u>非常用</u> 高圧母線	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-28	同上	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-24	以下の誤記を修正した。(下線部参照) 第2.1-2(1) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2) (旧) 440V低圧母線(非常用) (新) 440V <u>非常用</u> 低圧母線	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-28	同上	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-25	以下の図に下記の内容を追加した。 第2.1-2(1) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (2/2) ・無停電電源装置の画像追加 ・非常用発電機の画像追加	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-29	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-26	以下の用語の統一と並び順を修正した。(下線部参照) (旧) (2)モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用非常用発電機及び専用無停電電源装置 (新) (2)モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用 <u>の無停電電源装置及び非常用発電機</u>	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-29	同上	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-26	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 低圧母線(非常用) (新) <u>非常用低圧母線</u>	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-29	同上	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-26	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 所内電源を受電している。 (新) <u>所内電源を受電している。</u>	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-29	同上	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-26	以下の名称を統一した。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機 (新) <u>非常用交流電源設備</u>	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-29	同上	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-26	以下の名称を統一した。(下線部参照) (旧) モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用非常用発電機 (新) <u>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用<sub>の</sub>非常用発電機</u>	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-29	同上	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-26	以下の設備名称を統一した。(下線部参照) (旧) 専用発電機 (新) <u>非常用発電機</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-29	同上	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-26	以下の設備名称を統一した。(下線部参照) (旧) 専用無停電電源装置 (新) 無停電電源装置	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-29	同上	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-29	以下の内容を追加した。(下線部参照) 【女川】記載方針の相違 記載内容の充実(島根審査実績の反映)	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-27	以下の表を追加した。 第2. 1-2(2)表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-30	同上	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-28	以下の図を追加した。 第2. 1-2(2) 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-30	同上	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-29	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) モニタリングポスト (新) <u>モニタリングポスト及びモニタリングステーション</u>	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-31	同上	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-32	以下の相違理由の記載を追加した。(下線部参照) (旧) 女川固有の放射能観測車の運用に関する説明について記載。 (新) 女川と大飯固有の放射能観測車の運用に関する説明について記載。	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-30	以下の表について技術的能力1. 17と記載内容を統一した。 第2. 2-1 表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-31	以下の図の表現を修正した。(下線部参照) 第2.2-1 図 放射能観測車の保管場所 (旧) T.P. <u>51.0m</u> (新) T.P. <u>51m</u>	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-33	同上	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-33	以下の図の比較表への掲載位置を右90°修正した。 第2.2-1 図 放射能観測車の保管場所	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-32	以下の図の凡例について誤記を修正した。(下線部参照) 第2.3-1 図 気象観測設備の配置図 (旧) ▲: 気象観測所 (新) ▲: 気象観測設備	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-39	同上	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-32	以下の記載を追加した。(下線部参照) 図1 気象観測設備の設置位置図 気象観測設備の測定項目追加	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-39	同上	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-39	以下の記載内容を修正した。(下線部参照) 相違理由欄 (旧) 気象観測所 (新) 気象観測設備	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-33	以下の記載内容の表記を修正した。(下線部参照) (旧) 設置位置: 地上高 10m (新) 設置位置: 標高 <u>84m</u>	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-40	同上	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)	p 31条-33	以下の表に記載を追加した(下線部参照) 表1 気象観測設備の測定項目 (風向風速計) 設置位置: 地上高 10m	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)	p 31-40	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-33	以下の表に記載を追加した(下線部参照) 表1 気象観測設備の測定項目 (微風向風速計) 設置位置: 標高84m	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-40	同上	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-33	以下の記載内容を追加した。(下線部参照) (旧) 有線系回線 (新) 有線系回線及び無線系回線	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-40	同上	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p 31条-33	以下の「及び」「,」の使い分けを統一した。(下線部参照) (旧) 風向, 風速, 温度, 雨量 (新) 風向, 風速, 温度及び雨量	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p 31-40	同上	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	別添 表紙	以下の資料名を他条文に合わせて統一した。(下線部参照) 目次 (旧) 別添 泊発電所3号炉 手順, 運用説明資料 監視設備 (新) 別添 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 監視設備	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p31-71	同上	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)	p31条-別添-2	以下の表を他条文に合わせて統一した。(下線部参照) 目次 (旧) 運用, 手順に係る運用対策等(設計基準) (新) 表1 技術的能力に係る運用対策等(設計基準)	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0)	p31-73	同上	